

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	苫小牧市 特別児童扶養手当等支給関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

苫小牧市は、障がい福祉関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

苫小牧市長

公表日

平成31年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当等支給関連事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障がい有する児童に対する特別児童扶養手当の支給、精神又は身体に重度の障がい有する児童に対する障害児福祉手当の支給、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に対する特別障害者手当の支給に関する事務を行っている。また、国民年金法により経過的福祉手当の支給に関する事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）及び苫小牧市個人番号の利用に関する条例に基づき、以下の事務において取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格認定請求に関すること <p><中間サーバーについて> 情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行う。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続する。</p>
③システムの名称	(1) 障害福祉システム (2) 児童福祉システム (3) 団体内統合宛名システム (4) 中間サーバー (5) 住民基本台帳ネットワークシステム (6) 既存住民基本台帳システム（基幹業務システム（住民記録照会））
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 特別児童扶養手当情報ファイル (2) 障害児福祉手当情報ファイル (3) 特別障害者手当支情報ファイル (4) 経過的福祉手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○番号法 第9条第1項 別表第1（項番46、47） ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第37条、第38条 ○苫小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第2項 別表2（項番5）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2（項番19、26、56の2、87） ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条の2、第19条、第30条、第44条</p> <p><情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2（項番9、12、15、67、68、69、85、110、119） ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第10条の2、第11条の2、第38条、第43条の2、第43条の3、第55条の3、第59条の3</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	福祉部障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部 障がい福祉課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号: 0144-32-6356 メールアドレス: syogaifukusi@city.tomakomai.hokkaido.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 障がい福祉課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号: 0144-32-6356 メールアドレス: syogaifukusi@city.tomakomai.hokkaido.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年7月24日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年7月24日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月22日	I-1-③システムの名称	(1)児童手当・児童保育システム (2)団体内統合システム (3)中間サーバー (4)住民基本台帳ネットワークシステム (5)既存住民基本台帳システム(基幹業務システム(住民記録照会))	(1)障害福祉システム (2)児童福祉システム (3)団体内統合システム (4)中間サーバー (5)住民基本台帳ネットワークシステム (6)既存住民基本台帳システム(基幹業務システム(住民記録照会))	事後	記載誤りのため
平成30年1月22日	I-4-②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第2 (情報照会の根拠) 項番19、26、56の2、87 (情報提供の根拠) 項番67、68、69、85	○番号法第19条第7号 別表第2 (情報照会の根拠) 項番19、26、56の2、87 (情報提供の根拠) 項番9、12、15、67、68、69、85、110、119	事前	番号法別表第2主務省令の改正に伴うデータ標準レイアウト改版のため
平成30年1月22日	I-7請求先、I-8連絡先	福祉部 障がい福祉課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6356 メールアドレス: syakaifukusi@city.tomakomai.hokkaido.jp	福祉部 障がい福祉課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6356 メールアドレス: syogaifukusi@city.tomakomai.hokkaido.jp	事後	記載誤りのため
平成31年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番46、74) ○苫小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第2項 別表2(項番6)	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番46、47) ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第37条、第38条 ○苫小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第2項 別表2(項番5)	事後	記載誤り、主務省令の追加及び条例改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第2 (情報照会の根拠) 項番19、26、56の2、87 (情報提供の根拠) 項番9、12、15、67、68、69、85、110、119	<情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番19、26、56の2、87) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条の2、第19条、第30条、第44条 <情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番9、12、15、67、68、69、85、110、119) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第10条の2、第11条の2、第38条、第43条の2、第43条の3、第55条の3、第59条の3	事後	主務省令の追加
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉部障がい福祉課長 山田 隆子	福祉部障がい福祉課長	事後	様式改正のため
平成31年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	記載誤りのため
平成31年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年7月24日時点	事後	計数時点の更新